

GATT/WTOシステムと食品の安全性（下）

渡 部 成 人

目 次

- I. 問題の所在
- II. 検疫衛生措置と国際貿易上のルール
 - 1. 検疫衛生措置とわが国の現状
 - 2. 以前の国際ルール
 - 3. 新たな国際ルール
 - 4. SPS協定の意義と限界
- III. 他の措置とGATT規定
 - 1. 序論
 - 2. GATT第XX条（b）
 - 3. GATT第I条及び第III条
 - 4. 小括

（以上第46巻第4号）

- IV. 情報提供措置
 - 1. 序論
 - 2. 情報提供措置の定義
 - 3. エコラベルに対するOECDによる評価とその食品への適用可能性
 - 4. シングルイシューラベルの可能性と有効性
 - 5. 食品の安全性に直接関係する表示という場合の直接性の範囲
 - 6. 小括
- V. 結 び

（以上本号）

IV. 情報提供措置

1. 序 論

本稿では、国際貿易の法的システムと食品の安全性を両立するかたちで解決するという問題設定の下、短期的解決を目指すべく議論を展開してきた。本稿(上)においては、G A T T及び「検疫衛生措置の適用に関する協定(Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)」(以下、「S P S協定」という)の下で国家がとり得る措置として検疫衛生措置、関税、国内税、数量制限及びそれらに関連する一般的例外規定であるG A T T第XX条を検討してきた。その結果として、上記のような貿易制限的措置は現行の貿易システムの中では紛争を引き起こす可能性が高いことが明らかとなった。そこで、以下では、国際貿易の法的システムと食品の安全性が両立する、貿易制限的ではない解決法の一つとして、輸入された食品を消費者が自由に選択できるように消費者へ情報を提供していく手段を国家がとり得る措置として検討するものである。

2. 情報提供措置の定義

食品の安全性を確保することは国の責務である。よって、国内産、海外産を問わず危険な食品は排除されなければならない。食中毒、回虫症、食品の摂取による死亡または病気の発症など食品との関連性が直接把握できる場合には、これらの食品の危険性は明らかである。しかしながら、残留農薬及び食品添加物の場合は事情が異なる。なぜならば、現在の科学的知見によって設定されている残留基準および使用基準が遵守されている場合に、これを危険とみなすか又は安全とみなすかは確定的解釈が困難な問題だからである。このような食品を市場から締め出すことは実際には不可能であり、輸入食品を締め出そうとした場合には国際貿易上の摩擦が生じ得る。しかしながら、残留農薬や食品添加物に危険性を感じている消費者は少なくない。そこで、貿易を制限しない一方で、このような消費者が安心して食品を購入することができる手段として、消

費者が必要とする情報を提供した上で消費者の自由な選択に任せるという手法を用いることによって、消費者の要求を満たすことも可能であろう。

それでは、はたして消費者は情報を必要としているのであろうか。食品の安全性に関するある意識調査では8割もの消費者が食品の安全性に関心があると答えている¹⁾。しかしながら、食品を外側から見て判断できる安全性には限界があろう。そこで、この安全性の判断の材料となるのが食品に関する情報である。よって、消費者が必要とする情報を提供することにより消費者の要求を満たすことが考えられ得る。それでは、SPS協定との関係上、どのような情報をどの程度提供することが可能なかを以下で検討する。

消費者は事業者等が提供する表示を手掛かりとして商品を識別している。ここに言う表示とは購入の対象となる商品の内容及びその取引条件を認識させるために事業者等が提供する情報のすべてを言うと考えられている²⁾。この際に重要なのが、消費者が理解しやすい表現方法で表示する必要があるということである³⁾。そこで、文字や図案を用いたマーク表示を商品に直接付すという情

1) 北海道新聞、1993年7月24日。また、農水省の調査によると、6割以上の主婦が、安全性が高いことを理由に有機野菜を購入している（北海道新聞、1996年8月17日）。消費者が求める「安全性」とは安心感であるとも言われている。本稿においても「消費者が要求する安全性」という語を繰り返し用いてきた。食品の取引は信頼関係の上に成立しているものといえよう。しかしながら、そのときどきにおける最高の科学的知見に基づいて評価された安全基準をクリアした食品によって食品事故が繰り返されてきた。こうしたことから消費者と食品企業または規制を行う行政との間の信頼関係は崩れてしまっている。危険の対義語としての安全は当然行政によって守られるべきものである。科学的不確実の領域について不安感を抱く消費者の要求を満たすために、十分な科学的根拠がないまま厳しい規制を行った場合国際通商上非関税障壁とみなされ、貿易摩擦を引き起こし得る。この調整こそが本稿の主眼とするところである。

2) 正田彬・金森房子『消費者問題を学ぶ』有斐閣（1991）134頁。

3) 正田・金森前掲書注2、149頁。このほか表示に関する文献として以下のものを参照。CRS Report for Congress, ENVIRONMENTAL REGULATION AND THE GATT (1991); Mitchell, *State regulation and federal preemption of food labeling*, 45 FOOD DRUG COSMETIC LAW JOURNAL 123-141 (1990); Jones and Cunningham, *The use and labeling of animal proteins in meat food products*, 42 FOOD DRUG COSMETIC LAW JOURNAL 65-82 (1987); Sheldon,

報提供が行われている。本稿ではこれをラベルまたはラベリングと呼ぶこととする。そこで、本稿では商品を手にとって、そこから容易に情報を得ることのできるラベリングが現実的に最も重要な情報提供措置であると位置づけ⁴⁾、このラベリングに焦点をあて、以下で議論をすすめることとする。

「国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development)」(以下、「UNCTAD」という)のレポート⁵⁾によると、ラベリングに関して三種類の定義がなされている。すなわち、それらはエコラベル、シングルイシューラベル、警告ラベルである。これら三つはすべて商品に添付されるマークのようなものであり、食品衛生法に基づく品質表示⁶⁾のようなものは除外されている。

上記三種類のラベルのうち第一に、エコラベルとは原則的に「揺籠から墓場

State responsibility and uniformity in food labeling, 45 FOOD DRUG COSMETIC LAW JOURNAL 253-259 (1992); McLeay, *Food law in New Zealand: additives, allergens and labelling*, 17 VICTORIA UNIVERSITY OF WELLINGTON LAW REVIEW 253-264 (1987); 田畑獅子「誰のための食品添加物表示改正!!!」消費者 (1992. 6) 34-57頁。国内外のマーク制度に関して詳しくは、財団法人日本消費者協会監修『くらしの中の表示とマーク辞典』(1983)を見よ。

- 4) 食品の安全性に限らず、情報提供措置はその目的から次の二要件を満たすことが要求されよう。①消費者が必要とする情報を提供するものであること(実質的要件)、②容易に情報を認識し得るものであること(形式的要件)の二点である。このうち第二の要件を満たす情報提供の方法として、わかりやすさの点からラベリング手法は有効であろう。しかしながら、ラベリングがかえって消費者の誤認を招いているというケースも存在する。この問題に関して詳しくは、岸井大太郎「地球環境広告と表示規制(上)ードイツ不正競争防止法の最近の判例を中心にー」公正取引502号28-33頁、同「地球環境広告と表示規制(下)ードイツ不正競争防止法の最近の判例を中心にー」公正取引503号38-43頁を見よ。また、表示の問題点として、有機農産物表示に関する表示する側と情報の受け手側における情報の非対称性という問題も指摘されている。この問題については本城昇「有機農産物の取引における情報の非対称性ー有機農産物の流通、表示及び規制にかかわる問題ー」国民生活研究第32巻第1号1-12頁を見よ。
- 5) UNCTAD, UNCTAD'S CONTRIBUTION, WITHIN ITS MANDATE, TO SUSTAINABLE DEVELOPMENT: TRADE AND ENVIRONMENT, TD/B/40 (1)/6, at 14, footnote 35, 6 August 1993.
- 6) 食品衛生法第2章(第5条~第9条)に規定される表示は同法の目的を達するためにその表示が義務付けられているものである。

まで」アプローチ（生産、流通、使用及び消費、並びに廃棄を含むライフサイクル全体を通じての産品からの環境的影響の全般的アセスメント）を要求するものをいう。すなわち、これが付与される産品は、生産、消費、廃棄の全過程にわたって環境的に正しい産品でなければならない。しかしながら、実際の運用状況を見ると、同種の他の産品よりも環境的マイナスの影響が少なければマークが付与されている⁷⁾。これに含まれるものは、日本のエコマーク、ドイツのブルーエンジェル、カナダのエンパイロメンタルチョイスなどがある。

第二に、シングルイシューラベルとは、産品のある一つの特定の性質に関する情報を提供するラベルである。これに属するものは合衆国のドルフィンセーフラベルがあげられる。ドルフィンセーフラベルはイルカに対して安全（イルカ巻網漁法を用いて漁獲されたマグロではないこと）であるという産品の一面の情報を提供するだけであって、エコマークに見られるようなライフサイクル全体にわたる、環境的に正しいという情報を提供するものではない。

そして最後に、警告ラベルとは産品からのマイナスの影響に関する注意を表示するものである。すなわち、エコラベル及びシングルイシューラベルが消費者に対して産品の積極的側面をアピールするラベルであるのに対して、警告ラベルは産品の消極的側面に関しての情報を提供することによって消費者に注意を促すものである。例えば、1990年に改正された「合衆国連邦大気浄化法（Clean Air Act）」に基づくオゾン層破壊物質の使用、貯蔵及び輸送に関して貼付を義務付ける暫定規則（1992年5月4日連邦官報公表、1993年5月15日発効）による警告ラベルがこれに属する⁸⁾。

次に以上三つのラベルとSPS協定との整合性を検討することによって、消費者に提供することのできる情報の範囲を特定できよう。SPS協定付属書A.1の検疫衛生措置に関する定義によると、当該協定に規定される検疫衛生措置

7) 岸井前掲注4(上)29頁。

8) 中尾俊夫、海外法務ニュース & レビュー「オゾン層破壊物質に対する警告ラベル貼付義務規則」全業会計第45巻第8号1012頁(1993)。

には「食品の安全性に直接関係ある表示の条件」が含まれている⁹⁾ので、以上のようなラベルでも食品の安全性に直接関係のある表示の場合は、SPS協定に従わなければならない。よって、警告ラベルはその性質上食品への適用は困難であろう。それは、警告ラベルが安全性に関する情報を必然的に含むこととなるからである。これに対して、エコラベル、シングルイシューラベルについては、食品に関するものでも必ずしもSPS協定に従わなくともよい場合が考えられる。なぜならば、エコラベルは環境に正しいということを示すものであって、食品が安全であることを直接示すものではないからである。また、シングルイシューラベルは食品が安全であるという情報を直接的に示すものでなければ使用可能であろう。それではこれらの適用可能性及び条件について議論する。

3. エコラベルに対するOECDによる評価とその食品への適用可能性

それではまず初めにエコラベルに焦点をあてて検討することとする。エコラベルの適用可能性を議論する際に国際機関がそれに対してどのような評価をしているのかを知っておくことは重要であろう。「経済協力開発機構 (Organization for Economic Co-operation and Development)」(以下、「OECD」という)は、エコラベルをかなり高く評価しており、エコラベルの目的を成功させることを目指している。その目的とは、①ラベルを付与された商品の販売又はイメージの促進、②消費者の関心を高めること、③正確な情報を提供すること、④企業の商品からの環境的影響を示して企業を指導すること、⑤環境を保護することの五点である¹⁰⁾。そしてドイツにおけるブルーエンジェル(ドイツにおけるエコラベル)の12年以上の実践をとりあげ、エコラベルの有効性を評価している¹¹⁾。

また、本稿との関連で最も重要な国際貿易システムとの両立性についてもO

9) Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures, ANNEX A, 1.

10) OECD, ENVIRONMENTAL LABELLING IN OECD COUNTRIES 13 (1991).

11) OECD, *supra* note 10, at 28-31.

E C D はふれている。その要旨は以下の通りである。ラベリング計画は産品を差別するものであり、障壁としてみなされる可能性はある。しかし、これらは任意のものであり、しかも市場のごく一部にしか影響せず、ラベルを付与されていない産品を市場から締め出すものでもない¹²⁾。G A T T 第 X 条 1 (貿易規則の公表及び施行)、第 III 条 4 (内国民待遇)、第 IX 条 1 (原産国表示に関する最恵国待遇)¹³⁾ との両立性についても、ラベリング計画による産品に対する差別を本質的に原産地による差別とみなすことは困難であるとしている¹⁴⁾。また、農業政策と環境政策との一体化の追及における国内的アプローチの一つにエコラベルを農産品に付与することを O E C D は提案している¹⁵⁾。一方、U N C T A D はエコラベルに対して次のような評価をしている。エコラベルは環境目的を達すると同時に、その相互承認などによって国際貿易に対する障害となる危険性を最小限にすることが可能である。しかしながら、競争力及び国際貿易に影響する可能性、特に発展途上国に対する影響を懸念し、エコラベル計画が発展途上国の利益を考慮すべきである¹⁶⁾ と主張している。その他、「国

12) OECD, *supra* note 10, at 33.

13) 北海道新聞, 1996年8月9日, 1996年9月3日によると輸入野菜及び青果物の原産国表示が1996年9月20日に義務付けられる。この場合には、純粋に原産国に関する表示なので、G A T T 第 IX 条に従い原産地表示 (Marks of Origin) がなされることが要求される。また、1996年4月には一連の狂牛病騒動をうけて農水省は、輸入食肉の原産国表示を徹底する旨の通達を出し、早期に同表示を義務付けることを検討している (北海道新聞, 1996年3月31日・4月3日)。しかしながら、G A T T 第 IX 条の趣旨からすると、この時期に当該表示を義務付けることは、英国を対象とした偽装された制限とみなされる可能性が高い。また、原産地を誤認せしめるような地理的表示 (Geographical Indications)、例えば、フランスのシャンパーニュ地方産以外のスパークリングワインにシャンパンと表示することなどは、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: 略称「T R I P S 協定」) 第 2 部 第 3 節 (地理的表示) によって禁じられている。この点に関して詳しくは、高瀬保『増補 ガットとウルグアイラウンド』東洋経済新報社 (1995) 155-187頁を見よ。

14) OECD, *supra* note 10, at 34.

15) OECD, AGRICULTURAL AND ENVIRONMENTAL POLICY INTEGRATION: RECENT PROGRESS AND NEW DIRECTIONS 26 (1993).

16) UNCTAD, *supra* note 5, at 32.

連環境開発会議 (United Nations Conference on Environment and Development, 略称「UNCED」)も消費者が環境に優しい商品を購入する際の意思決定の助けとなる情報を提供するラベル規制 (エコラベル) の持つ潜在的有効性を認めている¹⁷⁾。

それでは、以上のような評価を得ているエコラベルが本稿の主眼とする食品にはたして適用可能なのであろうか。この判断のためにはエコラベルの適用要件を検討する必要がある。

筆者の見解によると、各国のエコラベリング計画は次のような共通点を有している¹⁸⁾。①製造段階での環境的マイナスの影響の極小化。②消費者に対する情報提供によって、消費段階で環境的に健全な産品がより多く選択されるようにすること。③環境的プラス影響の極大化。④ラベルを付与される産品は、産品のライフサイクル全体として環境的に健全な産品でなければならないことである。

果たしてこれらの特徴を有するエコラベルは食品に適用することができるのであろうか。この際に第一に検討されるべき事柄は、上記の四つのエコラベルの特徴の「環境的」という文言を「食品の安全性」と読み替えた場合に環境目的を達成することが常に可能かどうかということであろう。広義の解釈をした場合には、食品の安全性を環境の一部と考えることは可能である。しかしながら、食品の安全性確保が、即環境の保全に貢献するわけではない。次に、食品の安全性確保が同時に環境目的を達していると主張される場合を考えてみよう。例えば、ある農法で農産物を栽培すると土壌、大気、水にも悪影響を及ぼさず、そのような農法で栽培された産品を食べることは健康にもよいという主張が起り得る。しかしながら、このような主張は科学的にその正当性を証明することが難しく、個人理念と密接に関係する部分であり、それが正しいか否

17) 「ガット：宇川大使報告、環境保護措置と国際貿易 (志田慎太郎訳)」ジュリスト第1054号68頁。

18) OECD, *supra* note 10 を参考にして、筆者が各国のエコラベリングシステムの共通点を導いたものである。

かは結論づけることが困難な問題である。すなわち、当該農法と環境全般での健全性との間の連関が間接的連関であって、その関連性を証明することが非常に難しい場合も少なくない。よって、共通点の③及び④に関する食品への適用可能性の問題は常に直接的且つ明瞭な連関が存在するとは限らないので、エコラベルを食品へ適用しようとする場合には個々の産品に関して詳細な調査を要する上に、産品そのもののみならず、当該産品が生産された産地の土壌などの周辺の環境的影響をも調査することが必要となるとも考えられ得る。このように手続きが繁雑になった場合に、現実的にエコラベルを食品に対して適用しようとするかは疑問である¹⁹⁾。

以上のように、エコラベルを食品に適用することは問題を含むものとなると筆者は結論づける。よって、次にシングルイシューラベルに焦点をあてて検討することとする。

4. シングルイシューラベリングの可能性と有効性

それでは、シングルイシューラベルの可能性と有効性について検討してみよう。そのためには、第一に、シングルイシューラベルについての代表的な紛争案件である合衆国・メキシコ間のマグロ・イルカ事件におけるドルフィンセーフラベルに関するGATTパネルによる判断を検討することが有効であろう。

ドルフィンセーフラベルについてのGATTパネルによる判断²⁰⁾

本稿Ⅲの「適用の地理的範囲」の項でとりあげた合衆国・メキシコ間のマグロ・イルカ事件では、合衆国が同国の海洋哺乳類保護法に基づき、一定数以上

19) システムそのものから議論を展開した場合にはこうした結論が導かれるが、先に示したように、実際のエコラベルの運用では同種の他の産品よりも環境的影響が少ないものにマークが付与されている現状から考えた場合には、エコラベルが食品に適用される余地がある。

20) この節の文章は、GATT: Dispute Settlement Panel Report on United States Restrictions on Imports of Tuna, 30 I. L. M., at 1622. を筆者が要約し、本稿の論旨に則して記述したものである。

のイルカを混獲する方法で漁獲されたマグロ及びマグロ産品に輸入制限を課したことに對してメキシコがパネル提訴をおこなった。この紛争案件の一つの争点は、合衆国による禁輸措置がGATT第XI条(数量制限の一般的廃止)に違反するか否か、また、GATT第XI条違反であった場合に、第XX条(b)の一般的例外によって救済されるかどうかということであった。この点に関しては先に述べたように、合衆国による措置はGATT第XI条違反であり、第XX条(b)の一般的例外によって救済されるものでもないとパネルは結論づけている。

しかしながら、この紛争案件の争点はもう一つあった。それは、合衆国の「イルカ保護に関する消費者への情報提供法(Dolphin Protection Consumer Information Act)」(以下、「DPCIA」という)にもとづくラベリング規定²¹⁾がGATT第IX条1に規定される原産地表示にあたるかどうかということであった。この点に関するパネルによる判断は以下の通りである。

メキシコは、合衆国のラベリング規定は特定の地理的範囲に對して差別的で好意的でない特定の条件を設定することであり、DPCIAに基づくラベリング規定はGATT第IX条1に規定される原産地表示にあたるものであると主張。しかし、合衆国は、イルカ保護に関する消費者への情報提供法に基づくラベリング規定はマグロの原産地ではなく、マグロが漁獲された水域によって差別するものであり、GATT第IX条1に規定される原産地表示にあたるものではなく、それはGATT第I条1の最恵国待遇義務及び第III条4の内国民待遇義務にかかわるものであると反論した。

そこで、まず第一にパネルは、DPCIAに基づくラベリング規定がGATT第IX条1に規定される原産地表示にあたるかどうかに関して審査したのである。GATT第IX条1は以下のとおり規定している。

21) DPCIAは、東部熱帯太平洋域でイルカ巻網漁法を用いて漁獲されたマグロ及び公海において流し網によって漁獲されたマグロに對して「ドルフィンセーフ」のラベルを付与することを禁止している。Section 901, Public Law 101-627, 104 Stat. 4465-67, enacted 28 November 1990, confied in part at 16 U. S. C. 1685.

「各締約国は、他の締約国の領域の製品の表示の要件に関し、第三国の同種の製品に許与するより不利でない待遇を許与しなければならない。」

GATT第IX条が規定しているのは原産地の表示であり、その条文も輸入製品の原産地の表示に言及している。また、条文上第三国との関係を明言していることから、第IX条は最恵国待遇義務を要求するのみであり、内国民待遇を含まないものと解される。すなわち、当該規定の目的は一般的に製品の表示を規制することではなく、輸入製品の原産地の表示を規制することであり、国内産品にも適用されているDPCIAに基づくラベリング規定は第IX条のGATT規定が適用されるものではない。

さらにメキシコは、DPCIAに基づくラベリング規定が東部熱帯太平洋で操業している国であるメキシコに対する差別であるとして、GATT第I条1に規定する最恵国待遇義務に違反していると主張した。これについてパネルは、DPCIAに基づくラベリング規定が産品に何らかの特典を与えるものであるかどうかについて審査した。そして、①DPCIAに基づくラベリングはマグロ産品の販売を制限するものではない。②マグロ産品は「ドルフィンセーフ」ラベルの有無にかかわらず自由に販売され得る。③これらの規定は政府からの特典を得るために満たされるべき要求を確立するものではない。④このラベルへのアクセスからもたらされる可能性のあるあらゆる特典は、「ドルフィンセーフ」ラベルを付与されたマグロのほうをとる消費者による自由な選択に依存する。以上の四点をあげ、「当該ラベリング規定は、マグロの漁獲手段に着目して、マグロ及びマグロ産品の販売をするための権利を付与するものではなく、またマグロ産品の販売に影響を及ぼすこととなる政府によって付与される特典を与えるものでもない」とパネルは結論づけている。

次に、ラベルへのアクセス権を規定するDPCIAの当該条項がGATT第I条1の最恵国待遇の要求を満たすものであるかどうかについてもパネルは審査している。DPCIAの規定によると、意図的にイルカ巻網漁法を用いて漁獲されたものではないことを示す文書による証拠が添付されている場合にのみ

東部熱帯太平洋で漁獲されたマグロに「ドルフィンセーフ」ラベルを使用するための権利が与えられていた。そこでパネルは東部熱帯太平洋産のマグロに適用されるこの要求が第I条1と両立するものかどうかについて審査した。合衆国関税法によると、魚の原産国は魚を漁獲した漁船の船籍国によって決せられている。魚が漁獲された地理的領域は原産国を決する際には用いられない。よって、東部熱帯太平洋で漁獲されたマグロを規制するラベリング規格は当該地理的領域で自国籍の漁船が操業する全ての諸国に適用され、メキシコ原産の産品と他の諸国原産の産品との間で差別をするものではなかった。以上のような理由でD P C I Aに基づくラベリング規定は、G A T T第I条1に基づく合衆国の義務と両立するものであるとパネルは結論づけている。

このパネルレポートに見られるように、シングルイシューラベルであるドルフィンセーフラベルはG A T Tと両立し得るものであると判断されており、シングルイシューラベルは貿易システムと両立する方法で適用可能である。

ところで、シングルイシューラベルは食品に適用可能なのだろうか。ドルフィンセーフラベルの場合、マグロ及びマグロ産品という食品に対して付与されているので、当然その他の食品にも適用可能なものと思われる。ただし、S P S協定との整合性の観点から、食品の安全性に直接関係しない産品の特性に関するラベルでなければならない。よって、先にパネルが示した四つの要件を満たすことを前提として、食品の安全性に直接関係しないラベルであれば、産品のある一つの特性に関するシングルイシューラベルは食品に関する情報提供措置として使用可能である。しかし、食品の安全性に直接関連するという文言がどの程度の表示であれば直接関連しているとみなされるのかは明らかではない。なぜならば、S P S協定には明文の規定がないからである。また、食品の安全性への関係の直接性が争われた紛争案件が今のところ提起されていないので実際の運用状況からも判断することができない。よって、当該文言について通常の解釈を行なった場合に、その意味が不明確となるために、「条約法に関するウィーン条約 (Vienna Convention on the Law of Treaties)」(略称、「条約法条約」) 第32条 (解釈の補足的手段) に従って、S P S協定の草案段階を検討

しなければならぬ²²⁾。しかしながら、GATTのこれまでの歴史から明らかなように、交渉段階の文書は非公開であり、ウルグアイラウンドの交渉の歴史に関する書物²³⁾によっても「食品の安全性に直接関係する表示」という場合の「直接」の意味を知ることはできない。そこで、筆者自身の分析を示す必要がある。

5. 食品の安全性に直接関係する表示という場合の直接性の範囲

S P S協定の条文、実際の運用、草案の歴史からは食品の安全性への関係の直接性の範囲を特定することができない。しかしながら、わが国の政府の対応にその断片をうかがい知ることができる。

1993年12月15日のウルグアイ・ラウンド合意（1995年1月1日発効）の前後におけるわが国の食品衛生行政の主だった動きとして以下のことがあげられる。1992年10月には「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下、「J A S法」という）が改正され、有機農産物表示に関するガイドラインが制定された²⁴⁾。1992年11月には、食品衛生法第7条に基づき厚生大臣が定める「食品・添加物等の規格・基準」が改正され、食品に対する化学物質の使用基準が緩和されたと言われている²⁵⁾。また、1994年9月からは食品衛生法の改正作業が開始されてる²⁶⁾。

22) 条約法条約第31条（解釈に関する一般的規則）に従い解釈した場合に、意味が不明確になる場合及び不合理な結果がもたらされる場合に解釈の補足的手段として、条約の準備作業及び条約締結の際の事情に依拠することができる旨同条約第32条に規定されている。しかしながら、あくまでも補足的手段にすぎないことは、常設国際司法裁判所以来確認されているところである。（高林秀雄・山手治之・小寺初世子・松井芳郎『国際法 II』東信堂（1990）43頁。）

23) TERENCE P. STEWART, THE GATT URUGUAY ROUND: A NEGOTIATING HISTORY (1986-1992), 1993. の関連部分を参照したが、筆者が必要とする「食品の安全性に直接関係する表示」について十分な情報を得ることはできなかった。

24) 富民協会・毎日新聞社「特集 J A S法改正をどう受け止めるか」農業と経済第59巻第10号；食料・農業政策研究センター編『1993年度版食料白書 食品・農産物の安全性』農山漁村文化協会（1994）153-179頁。

25) 神山美智子『食品安全へのプロポーズ』日本評論社（1993）2, 14頁。

26) NHK, 1994. 9. 7. 14:00-14:15, ニュースと解説「食品の安全性確保」；北海道新聞, 1994年11月28日。

以上の一連のわが国の政府の対応から筆者は次のように分析する。J A S法に基づく有機農産物表示は直接食品の安全性に関係する表示ではなく、食品衛生法に基づく表示は直接食品の安全性に関係のある表示であると政府は判断したと考えられる。すなわち、この対応を法に照らし評価した場合、両法の法目的から以下のような結論が導かれよう。J A S法に基づく有機農産物表示ガイドラインの目的は、消費者の健康志向にあわせて生産者が独自の基準で様々な表示をしたことによって市場に紛らわしい商品が溢れたことから、これらの商品に一定の規準に従い表示をさせることによって消費者に適切な情報を提供することである²⁷⁾。一方、食品衛生法の目的は、国民の健康確保のために食品が有害なものとならないようにすることである²⁸⁾。よって、S P S協定との関係では、食品衛生法に基づく表示は当然食品の安全性に直接関係する表示となるために当該協定との整合性が要求される。その一方で、J A S法に基づく有機農産物表示ガイドラインは食品の安全性に直接関係する表示とは考えられないのでS P S協定の範疇にはないと思われる。また、食品衛生法に基づく表示は強制規格である一方J A S法に基づく有機農産物表示ガイドラインが任意規格であることから後者は食品の安全性に直接関係する表示とは考えられない。なぜならば、食品の安全性に直接関係する表示が「任意」だとすると、国民は安心して食品を購入することができなくなってしまうからである。この結果から、わが国の政府の対応は法に則して判断した場合、妥当なものであると言えよう。また、ウルグアイ・ラウンドにおいてS P S協定に関する交渉が行われていることを当然認識している状況で有機農産物表示ガイドラインを制定する一方で、ウルグアイ・ラウンド合意後には食品衛生法の改正に着手していることから、政府が当該協定との整合性を考慮して対応していることは明らかであろう。以上のように、S P S協定に規定される食品の安全性に直接関係

27) 富民協会前掲注24を参照。

28) 同法第1条(目的)は次のように規定している。「この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。」

する表示とは、国民の健康及び安全の確保のために食品が有害なものとならないように中央政府によってその表示が義務づけられるものと解釈することが可能であろう。

6. 小 括

ここまでの議論の結果、シングルイシューラベルはエコラベルとは異なり、食品への適用可能性が高く、パネルによる判断のようにG A T Tと両立するかたちで適用可能なものであり、その有効性も高いと考えられる。しかしながら、その一方で、シングルイシューラベルは技術的障害となる可能性がある法的問題点を抱えるものであり、また情報提供措置がG A T Tと両立するためには一定の限界があるので、究極的には再び通商上の問題を引き起こす可能性があるという指摘もなされている²⁹⁾。しかしながら、ラベリングは食品の選択に際して消費者の自由な意思に任せていることから消費者の要求を満たすものであり、国際貿易システムと両立するという点では問題はなからう。また、ラベリングが行われることによって、消費者が安全であると考えられる食品が多く選択さ

29) 加藤峰夫「輸入国による地球環境保全対策と国際貿易の関係」『国際化時代の行政と法—成田頼明先生横浜国立大学退官記念—』良書普及会(1993)745頁。ここでは以下のように述べられている。「環境の保全という問題を個々の消費者の自由な選択にまかせ、しかし選択のための情報は十分に提供するという、ドルフィンセーフラベルのような環境情報提供措置は、G A T Tのいうように、自由貿易の原則からするならばより望ましい方法のひとつであるかもしれない。しかし、環境保全を重視する個々の消費者(=国民)の判断は、やがてより強力な環境保全政策を政府に要求し、あるいは産業界の自主規制措置を引き出すことにつながる。そしてその結果は、これもすでに見たように、やはり国際的な対立を引き起こしかねないものなのである。」(原文の引用符を省略)また、加藤峰夫「貿易と環境」環境情報科学第23巻4号31頁(1994)においても同様の趣旨の議論がされている。また、貿易エコノミストも、ラベリングを経済的に有効なものであるとしつつも、①比較的簡素な産品にしか適用されないという技術的障害がある、②セカンダリーボイコットとなり得るという法的問題点を抱えている、と指摘している。(Buckley, *International trade, investment and environmental regulation*, 27 JOURNAL OF WORLD TRADE. No. 4, 129) この指摘に見られる、適用産品の範囲を特定すること及びラベリングと国内競争政策との関係に関して論じることは、本稿の目的から逸脱するものであり、ここでは議論を譲ることとする。

れるようになれば、生産者や企業は消費者のニーズにあった商品を提供することとなり、消費者が考える食品の安全性が確保される結果を導くこととなろう。このように、消費者の要求と国際貿易との調整を行うラベリングによる解決策は問題点を指摘しようと思えばいくつかが指摘することも可能なものではある。しかしながら、科学的にどちらの主張が正しいと断定できない確定的解釈困難な問題に対して、国際貿易システムとの整合性を確保するという観点からはかなり有効なものであることは明らかである。GATT/WTOシステムの修正にいたるまでに何もしないわけにはいかない、その過渡的手段として、国際貿易の障害とならない食品の安全性確保の手段として情報提供措置、とくにシングルイシューラベル³⁰⁾を提案する。

V. 結 び

本稿では、国際貿易の法的システムと両立する食品の安全性確保の手段はないだろうかということを議論してきた。ここでは、国際貿易の法的システムの側からは自由貿易の促進、また食品の安全性確保の側からは第一に食品の安全性を確保することを優先すべきであるという議論がなされる。食品の安全性を全く無視して経済的利益を追求することも、食品の安全性にこだわり必要以上に貿易を制限した結果として大きな経済的損失を招くことも許容されるべきではない。食品の安全性確保の名目で偽装された制限があまりにも多くなされるようになったためにそれを排除する必要が出てきて、ハーモナイゼーションが模索されたのである。

ハーモナイゼーションは国際的ミニマムスタンダードであり、諸国は科学的正当性を証明しさえすれば独自の検疫衛生措置をとることができ、また、その

30) 有機農法そのものは食品の安全性にどの程度関係しているかは定かではないが、先に示したように有機栽培の農産物が安全であるということを根拠に選択する消費者は少なくない。わが国でも民間の有機農産物検査団体がいくつか設立される見通しである。よって、これらの団体によって付与される有機農産物表示は筆者が提案するシングルイシューラベルのひとつとなる可能性は高い。

科学的正当性がコーデックスアリメンタリウス委員会（FAO/WHO Codex Alimentarius Commission, 略称「CAC」）によって認められればそれがCACによって設定される国際規格として新たに設定される可能性がある。ハーモナイゼーション以前の二国間交渉ではわが国も自国の検疫衛生措置の正当性を主張していたのだから、ハーモナイゼーション後にも科学的根拠を示してその正当性を主張することもできよう。しかしながら、それをせずに国際規格を受け入れようとしているのである。このような行動は以前の検疫衛生措置が偽装された制限であったという疑いをかけられかねない。

本稿での議論の結果、SPS協定は、諸国に独自の検疫衛生措置の実施を認め、また、例えば生産者が有機農産物を生産することを禁止するものでもなく、消費者が有機農産物や無添加食品を買ったりする権利を取り上げるものでもないということが明らかとなり、国内外でのハーモナイゼーションに対する批判は単なる杞憂ではないかとさえ思えてきた。しかし、それが単なる杞憂となるためには、消費者自身が食品の安全性についてどのような議論がなされており、安全性についての科学的不確実性というものが存在しているということを認識し、その上で食品からの様々な影響の有無を考えて食品を選択する必要がある。また、いくら消費者の間に食品の安全性についての認識が浸透しても、商品を選択する際に全く情報がなければどれを選択してよいものか困ってしまう。そのためには消費者が商品を選択する際に必要とする情報が表示やラベルによって示されている必要がある。また、表示やラベルのシステムが確立されてもそれが正しく運用されなければ消費者に適切な情報が提供されないこととなり、結果として消費者は自由な選択を阻害されることとなるのである³¹⁾。

31) 1996年は食品の安全性に対する関心を高めた一年であろう。英国の狂牛病騒動、本国の病原性大腸菌O-157は記憶に新しい。表示に関しては、加工食品の製造年月日が廃止され、賞味期限表示が実施されている。しかしながら、消費者団体等からは、製造年月日の併記が求められている（北海道新聞、1996年10月4日、10月25日）。製造年月日の併記に関しては、公正取引委員会によって不当表示には当たらないと判断されており、逆に、事業者団体が製造年月日の併記の禁止を強制・拘束することは独禁法上問題となる恐れがあるとしている（北海道新

国際貿易の法的システムと食品の安全性確保の問題はGATT/WTOの場で議論すべき問題であり、ウェーバーによって解決を図って行くことが妥当なのかもしれない、しかし、現在WTO加盟国は約100か国・地域にのぼり、加盟国間の利害関係も多様化しており、ウェーバーがどれほど有効に機能するかは疑問である。科学の発展と有効な議論によって解決が図られるとしてもそれはひじょうに多くの時間を費やすこととなろう。科学的不確実性がここには存在している。そのような状況で、偽装された制限は排除されなければならないし、消費者が独自の価値観に従って食品を選ぶことも確保されることが望ましいというのであれば、ハーモナイゼーションをする一方で、消費者に対しては必要な情報を提供する表示やラベルを強化することが即効的手段であり、満足のいく解決に至るまでに使用可能な手段である。ラベルは消費者の自由な選択によって食品の安全性を追及するものであり、国際貿易システムと両立するものである。また、GATTパネルの場でもシングルイシューラベルであるドルフィンセーフラベルがGATTと両立するものであると判断されており、ラベリングは国際貿易の法的システムと両立する方法で適用可能である。

筆者は決して自由貿易を優先しているのではない。消費者の一人として食品の「安全性」には大きな関心がある。しかし、貿易を制限する方法によって食品の「安全性」を確保しようとするならば、消費者の前に提供される選択肢は当然のごとく少なくなってしまう。選択する余地がないということのほうが大

聞、1996年3月8日)。また、栄養改善法が改正され、1996年5月からは加工食品の含有成分の強調表示に歯止めが掛けられている(北海道新聞、1996年7月19日)。全国酪農業協同組合連合会長岡工場における水増し牛乳は「成分無調整」と表示されていたことから、幹部が逮捕される大きな問題になった(北海道新聞、1996年3月10日、4月10日、9月12日他)。1994年8月に水産庁の外郭団体である「食品流通構造改善促進機構」が示した「水産物表示ガイドライン」に至っては、当該ガイドラインの存在すら認識していない小売業者が多数存在している(北海道新聞、1996年6月28日)。病原性大腸菌O-157感染の原因食材の疑いが高いとされたカイワレ大根に対しては、農水省によって衛生基準が策定され、基準に適合した場合には認証マークが付与されるに至っている(北海道新聞、1996年10月15日)。以上のように、食品の表示は重要なものであり、適正に運用されることが有効性の鍵となる。

きな問題である。よって、筆者は消費者の選択の機会を確保することからもハーモニゼーションは有効であり、自由な選択を確実にするためには情報提供措置を強化することを提案するものである。

（本論文は筆者の修士論文を発展，加筆修正したものである）